

- 村松委員長 ただいまより総務文教常任委員会を開会する。
- 当委員会に付託された議案は8件である。審査順序はお手元に配付の審査順表のとおり、財政部、総合政策部、総務部、こども未来部、教育委員会事務局として進めたいと思うが、御異議はないか。（異議なし）
- 財政部所管の議案の審査に入る。
- 議第13号「平成30年度焼津市一般会計補正予算（第8号）案」中、財政部所管部分を議題とし、当局の説明を求める。
- （当局説明）
- 村松委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。
- 杉田委員 16、17ページのところなんですけど、財政調整基金の取り崩しをやめて、平成30年度で残るのは大体48億600万円ですか、ということですけど、財政調整基金の適正な額というのはどのくらいというふうに見込んでいるんですか。見込んでいるというか、考えているんですか。
- 伊東財政課長 財政調整基金の残額なんですけれども、一時期標準財政規模の10%と言われていた時期があるんですけども、ここ近年ですと市によって状況は違うんですけども、今、標準財政規模が270億円で、その20%、55億円程度を確保しておきたいというのが財政課の考えでございます。それは後年の財政需要がちょっと多く見込まれる関係で2割程度臨時的なものが起きたときに対応できるようにということで、今、2割を確保できるような額を維持したいということで考えております。
- 村松委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。（なし）
- ◇採決の結果、議第13号「平成30年度焼津市一般会計補正予算（第8号）案」中、財政部所管部分は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定
- 村松委員長 議第55号「静岡地方税滞納整理機構規約の変更について」を議題とし、当局の説明を求める。
- （当局説明）
- 村松委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。
- 鈴木委員 自動車取得税が廃止されるに伴って軽自動車税だけになるという、そんな新旧対照表なんですけれども、そもそもあれですか。自動車取得税で滞納されている方というのはいらっしゃるんですか、今まで。1つ確認ですけど。県税だもので市にはわからない。
- 池谷課税課長 自動車取得税は県税になるので、県の財務事務所の管轄になるので、市は把握しておりません。
- 鈴木委員 ということで、わからないもので何とも言えませんけれども、普通取得税を

自動車屋さんには払わないと自動車そのものが購入できないのかなというふうに思ったものですから、そもそも取得税がここに載っていること自体どうなのかなというふうに思ったんですけどね。ただ、取得税が廃止されるに伴って、今度、環境性能割というので、ユーザーはまた負担をすることになるんですけれども、それはこれに変更後の部分に載せなくてもいいのかなというふうに思うんですけれども、いかがですか。

- 池谷課税課長 今回の変更は、地方税法の転移の部分の条文の改正をこの滞納整理機構の規約にうたっているのです、その部分の文言の改正のみになりますので、改正しないとイケないとなります。
- 鈴木委員 ですので、環境性能割のくだりをこれには載せる必要はないのかどうかという部分だけ教えていただきたいと思います。
- 池谷課税課長 それでは、後で地方税法の条文の新旧対照表を、今回これ、規約の変更だけですので、お渡ししますので、資料として。
- 鈴木委員 わかりました。済みません。
- 村松委員長 鈴木委員、資料提供でよろしいですか。
- 鈴木委員 はい、了解です。
- 村松委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第55号「静岡地方税滞納整理機構規約の変更について」は全会一致、可決すべきものと決定

- 村松委員長 以上で財政部所管の議案の審査は終了した。
暫時休憩する。

閉会(10:00)

開会(10:53)

- 村松委員長 会議を再開する。
総合政策部所管の議案の審査に入る。
議第13号「平成30年度焼津市一般会計補正予算(第8号)案」中、総合政策部所管部分を議題とし、当局の説明を求める。
(当局説明)

- 村松委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。(なし)
質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第13号「平成30年度焼津市一般会計補正予算(第8号)案」中、総合政策部所管部分は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

- 村松委員長 以上で総合政策部所管の議案の審査は終了した。
暫時休憩する。

閉会(11:00)

- 村松委員長 会議を再開する。
総務部所管の議案の審査に入る。
議第3号「平成31年度焼津市土地取得事業特別会計予算案」を議題とし、当局の説明を求める。
(当局説明)
- 村松委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。(なし)
質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)
- ◇採決の結果、議第3号「平成31年度焼津市土地取得事業特別会計予算案」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定
- 村松委員長 議第13号「平成30年度焼津市一般関係補正予算(第8号)案」中、総務部所管部分についてを議題とし、当局の説明を求める。
(当局説明)
- 村松委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。(なし)
質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)
- ◇採決の結果、議第13号「平成30年度焼津市一般会計補正予算(第8号)案」中、総務部所管部分は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定
- 村松委員長 議第15号「平成30年度焼津市土地取得事業特別会計補正予算(第1号)案」を議題とし、当局の説明を求める。
(当局説明)
- 村松委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。(なし)
質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)
- ◇採決の結果、議第15号「平成30年度焼津市土地取得事業特別会計補正予算(第1号)案」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定
- 村松委員長 議第21号「焼津市議会議員及び焼津市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、当局の説明を求める。
(当局説明)
- 村松委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○青島副委員長 確認をさせてください。

このビラって、証紙というか、あれを張るやつですか。

○増田選挙管理委員会事務局長 青島委員のおっしゃるとおり、証紙、小さいシールを配付いたします。それをビラに張っていただくということになります。

以上です。

○青島副委員長 それでよく、例えば選挙カーが行くと、その運動員がいて、その周辺でまくという、周辺というか範囲内でやる作業というのが今までのやつで、それは変わらないですね。通常の中でそれを配っていいとかいうものじゃないという形ですかね。

○増田選挙管理委員会事務局長 選挙運動用のビラについては、法令で定めがございまして、まず新聞の折り込み、それと選挙事務所内での配布、あと先ほど青島委員がおっしゃられたように個人街頭演説の場所での配布、この3点に限られておることです。

以上です。

○鈴木委員 あとビラのサイズなんですけど、大きい小さいとか、教えてください。

○増田選挙管理委員会事務局長 ビラのサイズにつきましては、A4以内ということになっております。A4サイズ。形は成型でなくてもいいということで、A4サイズ以内におさまる。例えば極端な話、楕円形とか、そういったものでも構わないんですけど、寸法はとにかくA4サイズにおさまるということでございます。

以上です。

○村松委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第21号「焼津市議会議員及び焼津市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○村松委員長 議第22号「焼津市職員の自己啓発等休養に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○村松委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。(なし)

質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第22号「焼津市職員の自己啓発等休養に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○村松委員長 以上で総務部所管の議案の審査は終了した。

暫時休憩する。

閉会(14:19)

開会(15:40)

○村松委員長 会議を再開する。

こども未来部所管の議案の審査に入る。

議第13号「平成30年度焼津市一般会計補正予算（第8号）案」中、こども未来部所管部分を議題とし、当局の説明を求める。

（当局説明）

○村松委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○青島副委員長 教えてもらいたい。

県費補助、年度途中入所サポート事業補助金。

○村松委員長 何ページ。

○青島副委員長 23ページ。その関連で、先ほどの平成31年度予算のほうにも年度途中入所サポート事業費補助金というのが312万円ついている。それで、ここで今度マイナスになってくる、マイナスというか返すような状況というか、だと思っんですけど、あらかじめ、予算のほうでの説明ではあらかじめの話があったじゃんね。それはどのくらいの園でどのくらいの人数というか人なのか。金額的にいけば、本当にあらかじめの部分だと思っんですけど、その説明をお願いします。

○増田保育・幼稚園課長 当初予算で計上させていただくときには、私立幼稚園によって零歳児のところに配置する保育士の数ってそれぞれ違うわけなんですけど、例えば零歳児ですと、1人の保育士で3人まで保育士を見られます。そこに2人仮に配置をしますと、実際に4月に入る子が3人だとすると、もう一人配置することによってあと3人の枠ができるわけですよ。そういった形であらかじめ配置をしていくと。零歳児については、年度の途中でだんだん入所者がふえていく傾向があるものですから、4月の年度のスタートの段階では受け入れの余地を残した形で配置していくという形なので、全体の人数が何人って今申し上げられないんですが。

こちらの補正のほうは、結果として、この補助金は県の補助金でして、想定としては半年間6カ月を想定しているんですね。6カ月、半年ぐらいで零歳の定員がいっぱいになるだろうということで、その間ずっと定員いっぱいにならずに受け入れができる状態が続いた場合は、最大その間保育士はずっと置いているものですから、補助の対象となって、その場合は、最大1施設当たり117万円が補助の基準額になるんですね。これ、一月当たりになると19万5,000円が基準額になっていて、6カ月分を掛けると117万円と、そういう計算をするんですね。

当初予算のときは、117万円全額、もしかしたら対象になるかもしれないということで計上させていただいてありまして、補正のほうは、実際に6カ月でずっといっぱいにならずに補助の対象となったところが2カ所です。5カ月でいっぱいになったところが3カ所、4カ月でもう定員に達しましたよというのが1カ所あります。その分で補助の部分が不要になって、その分の減額をさせていただくというものでございます。

以上です。

○杉田委員 確認なんですけれど、繰越明許の中で、まだ土地をもう一カ所購入しようと思ったけどうまくいっていない。その場所なんですけれど、私はちょっと気になってい

たんですけれど、旧150号線沿いに一番平行した奥側のところに2階建てのコンクリートのうちがあって、中はごしゃごしゃになっている、外から見てね。その隣に駐車場があって、そのところにはナンバーがついた車があったもので、2階は住んでいるのかな、2階もかなり荒れているようには見えただけど、そのところって、駐車場とその建物を買おうとしているということですか。

○鈴木子育て支援課長 今回、繰越明許をさせていただいている場所につきましては、旧150号線から、今建設を予定しているところを見させていただいて、その奥側にブティックが今ございます、3階建ての。だものですから、委員さんのいわれる場所はちょっと違うかなと思うんですけど。そちらの今もお店をやっている場所で、そこを今……。

○杉田委員 今もやっている。

○鈴木子育て支援課長 今、まだやっているんですけどね。だものですから、こちらから言うと、左側が建設予定地で、そのすぐ上側に3階建てがございますけど、その場所でございます。

○杉田委員 委員長、いい。地図を持って行って、ここって言ってやったっていい。すごい気になったのはここなんだけども。

○鈴木子育て支援課長 ここです。ここです。ここにあって、ここに駐車場があって。ここはまだお店も人も住んでいる。

○杉田委員 住んでいるの。そこじゃないんだよ。

○鈴木子育て支援課長 そこです。

○杉田委員 そこを買う。

○鈴木子育て支援課長 はい、住んで……。

○杉田委員 住んでいるけど、そこを買おうとしている。

○鈴木子育て支援課長 今、移転場所をとということですので、今回の年度内にとということ。

○杉田委員 自分のイメージと同じだということでもいいんですね。そこをと、違うの、そうでしょう。

○村松委員長 確認です。今、杉田委員の発言に対しての確認ですけれども、事業については承諾をしているんだけど、代替地が見つからないものだから、いわゆる移転ができないということで繰越しにしたということなんですか。

○鈴木子育て支援課長 買収については、承諾を、契約はさせていただいております。ただ、移転場所と建てかえの、住宅を建てかえるということですので、それまでにはちょっと間に合わないものですから。という形で。

杉田委員が今もしよろしければ場所、これが旧150号線で、今ここです。ここに。

○杉田委員 そういう形。

○村松委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第13号「平成30年度焼津市一般関係補正予算(第8号)案」中、こども未来部所管部分は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○村松委員長 議第34号「焼津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を

定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、当局の説明を求める。
(当局説明)

- 村松委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。
- 杉田委員 そうすると、今までの放課後児童クラブの中で資格を持っている、持っていないというのがあったと思うんですよ。資格を持っていない、調査していただいた資料もうちに持っているんですけど、資格を持っていなくても何かよくなるみたいな、そんなニュースがちょっと流れたりなんかするもので、ちょっと不安になったりもする。ここを今見ると、今度は教員の免許を持っていなければ資格を持っていないというふうになるということですか。
- 鈴木子育て支援課長 支援員になるに当たりまして、その資格を持った方が支援員の研修を受けていただいて支援員となるということで、今回の改正につきましては、その研修を受けるための資格ということになります。その方々が研修を受けていただいて支援員という形になりますので、今、委員の言われる資格とはちょっと違うかなと思います。
- 杉田委員 教員の免許を持っていなくてもいいんだよね。
- 鈴木子育て支援課長 教員の免許を持っていなくても。
今、基準としまして、支援員は次の各号に該当する者であって、届け地が行う研修を終了した者でなければならないというのが支援員という形になります。その研修を受けるに当たって、1つ目として保育士の資格を有している方、2つ目としまして社会福祉士の資格を有している方、学校教育法の規定による高等学校に、もしくは中等教育等を卒業した方と、今回、教職員免許法の第4条に規定する免許状を有している方、あと学校教育法の規定により大学において社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術もしくは体育学を専攻した学科、またはこれに相当する学科を修めた方というような形で、そういうものがあって、そういう方々が支援員としての研修を受ける資格があるという形になりますので、今回研修を受けるための資格として、3つほど改正、拡大をさせていただいたという形になります。
- 杉田委員 自分が聞いているのとちょっとイメージが違うんだけど、ずっと支援員というんだか、資格とか、そういうのを持っていなくて、支援員の補佐みたいな形で何年かずっと学童保育をやっていて、昨年何か資格を受けるための講習みたいのを受けて、それで、資格を取りましたと。今も現在、60を過ぎているけれど、その人は支援員になったんだかどうか、わからないんだけど、その資格をとるための講習を受ければ、それで支援員の資格があるということではないですか。
- 鈴木子育て支援課長 その研修を受けるに当たって、先ほどの条件に合った方が研修を受けていただければ、支援員という資格が県からいただけます。
今、委員の言われる支援員以外に補助員というものがあるんですが、1支援体につきましておおむね40名の放課後児童クラブに対して2名以上の支援員を置いてくださいという基準になっております。そのうち1人は支援員で、もうお一人については、補助員でもいいですよという形に今のところなっております。その方が支援員としてなくても、1名は必ずなっているものですから、体制としては2名で放課後を見ていただくという形で現状はなっております。

○杉田委員 自分が聞きたかったのは、補助員だった人が何年か、3年だか4年だかずっとやっていて、そのまま資格を取るための何か講習を受けたというんですよ。その講習を受けて資格をもらったというふうに聞いた。今は、自分は支援員としての資格があるというふうに聞いているんだけど、さっき言った学校の先生の資格は持っていないとか、それでもいいのか。

○鈴木子育て支援課長 今、多分委員の言われるのは、高等学校卒業等であり、かつ2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって市長が適当と認める者というのが9号のほうに入っております。その方については、高校を卒業して、2年以上既に補佐員として従事されたということで、県の研修を受ける資格を有したということで、研修を受けていただいて、資格を取られたということになるかと思います。
以上です。

○村松委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第34号「焼津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○村松委員長 以上でこども未来部所管の議案の審査は終了した。
これで本日の審査を終了とする。

閉会(16:05)